

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
大崎町	就農・漁業	新規就農者支援事業	<p>★ 大崎町に移住し、新たに農業に従事する者に対し、必要な資金を助成します。</p> <p>1 対象者</p> <p>(1)新規就農者等</p> <p>①新規学卒者</p> <p>②新規参入者(概ね45歳以下)</p> <p>③Uターン者(概ね45歳以下)</p> <p>④その他、町長が適格者と認めた者</p> <p>(2)大崎町に移住し、就農計画に基づき一定規模の農地または施設等の保有予定者で、中核的農業経営専従者となりうる者</p> <p>2 助成内容</p> <p>①新規学卒者補助金 20万円(一時金)</p> <p>②新規参入者補助金 100万円(一時金)</p> <p>②受入農家補助金 月額5万円(最高24箇月)</p> <p>④就農研修資金補助金</p> <p>先進農家での研修期間について、就農研修資金を次のとおり助成します。</p> <p>1)町外出身者が町内の先進農家で研修した場合及び町外出身者が町外先進農家で研修し大崎町に就農した場合</p> <p>研修資金月額10万円(自宅からの研修は除外)</p> <p>2)町外出身者が自宅に居住し、先進農家で研修し、大崎町で就農した場合</p> <p>研修資金月額5万円</p>
大崎町	起業	新規創業・起業支援補助金	<p>★ 町内において起業する新規創業者に対し、必要な助成措置を行う。</p> <p>1 対象者</p> <p>(1)町内に事業所を設置し、又は設置しようとする者</p> <p>(2)町内に住所を有する者、補助金の実績報告を提出する前日までに町内に住所を有する者</p> <p>(3)起業に当たって、鹿児島県商工会連合会等が開催する専門的な研修を受講した者</p> <p>(4)実績報告時において、事業所に勤めていない者及び事業所の役員でない者</p> <p>(5)町税等の滞納がない者</p> <p>2 補助対象経費</p> <p>(1)新設又は改修に要する経費で、工事請負費の総額が1件20万円以上のもの</p> <p>※工事請負費(用地取得費、造成費及び建築手続き費を除く)</p> <p>(2)起業に必要な設備の購入に係る経費</p> <p>3 補助金額 【補助率】【補助限度額】</p> <p>補助対象経費(1) 2分の1 50万円</p> <p>補助対象経費(2) 2分の1 20万円</p>